

○日進市地域子育て支援センター事業実施要綱

平成18年2月14日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき地域子育て支援拠点事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び実施施設)

第2条 本市において、安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てていける環境づくりを目的とし、事業は次の表に掲げる施設(以下「施設」という。)において実施する。

施設	位置
日東保育園	日進市藤島町寺下乙29番地
にっしん子育て総合支援センター	日進市栄四丁目1002番地2
名古屋学芸大学子どもケアセンター	日進市岩崎町竹ノ山57番地
プライムツリー赤池	日進市赤池町箕ノ手1番地

2 にっしん子育て総合支援センターにおいて事業を実施するに当たっては、この要綱に定めるもののほか、にっしん子育て総合支援センター条例(平成14年日進市条例第3号)、にっしん子育て総合支援センター管理規則(平成14年日進市規則第12号)、日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)のとおりとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、日進市(以下「市」という。)とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、学校法人等に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、義務教育就学前の児童及びその保護者とし、原則として市内に在住又は通勤、通学する者に限る。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(業務)

第5条 施設で行う業務は、次のとおりとする。

施設	業務
日東保育園	ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 イ 子育て等に関する相談、援助の実施 ウ 地域の子育て関連情報の提供 エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 オ 地域の団体等との連携の構築を図るための取組
にっしん子育て総合支援センター	ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 イ 子育て等に関する相談、援助の実施 ウ 地域の子育て関連情報の提供 エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 オ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 カ 出張ひろば
名古屋学芸大学子どもケアセンター	ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 イ 子育て等に関する相談、援助の実施 ウ 地域の子育て関連情報の提供 エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 オ 地域の団体等との連携の構築を図るための取組
プライムツリー赤池	ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 イ 子育て等に関する相談、援助の実施

	ウ 地域の子育て関連情報の提供
	エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
	オ 地域の団体等との連携の構築を図るための取組

2 事業の実施に当たっては、地域住民に対して広報紙等を通じて周知の徹底を図るものとする。

3 子育て等に関する相談、援助の実施に当たって、要保護児童に関すること等他の機関等に対応することが適切であると考えられる場合は、第9条に規定する機関等と協働し、適切な対応を図るものとする。

(職員の配置)

第6条 事業の実施に当たり、施設には子育て家庭の支援活動の計画及び実施を専門に担当する地域子育て指導者(以下「指導者」という。)及びその補助的業務を行う子育て指導者(以下「担当者」という。)を置くものとする。

2 指導者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保育士等とする。

3 担当者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保育士等とする。

4 指導者及び担当者は、事業に従事するに当たって、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号)別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下この項において「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める基本研修及び別表2-2に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)中「3. 地域子育て支援拠点事業」に規定する研修の修了に努めるとともに、子育て支援員研修実施要綱別表3に定めるフォローアップ研修及び別表4に定める現任研修その他各種研修に積極的に参加し、指導技術の向上に努めるものとする。

5 指導者及び担当者は、事業の遂行に支障がない場合は、施設における通常の業務に従事しても差し支えない。また、施設の運営に支障のない場合は、適宜、指導者及び担当者以外の職員の協力を得て事業を実施しても差し支えないものとする。

6 指導者及び担当者の勤務時間等については、柔軟な対応がとれるように配慮するものとする。

(職員の責務)

第7条 指導者及び担当者がその業務を行うに当たっては、事業の対象者等への対応には十分に配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(費用)

第8条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業において、実費相当額を徴収する場合はこの限りでない。

(関係機関との連携)

第9条 市及び市から事業を委託された者(以下「受託事業者」という。)は、本事業の実施について、市及び民生委員・児童委員、医療機関、保育所、児童相談所、保健所その他の社会福祉施設等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(実績報告)

第10条 受託事業者は、四半期毎の業務報告書を各四半期末の翌月末日までに市長に提出し、事業が完了したときは、事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業の管理運営について随時調査及び調査を行い、必要があると認めたときは、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(委託料)

第11条 市長は、受託事業者に対し、予算の範囲内で委託契約の定めるところにより委託料を支払うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月14日要綱第5号)

この要綱は、平成28年1月14日から施行する。

附 則(平成28年6月9日要綱第73号)

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

附 則(令和8年3月23日要綱第8号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。